

ごおり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二十二議案第百二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 内田和雄君 登壇）

○建設部長（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第百二十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現行の使用料は、昭和五十三年六月一日の使用開始より、五十六年度末まで実施してまいりました。昭和五十七年度より東京都流域下水道維持管理費が現行の一立方メートル当たり二十七円を三十八円と改正していくことになりました。

この料金は、五十七、五十八、五十九年度の三カ年間東京都において用いる額でございます。

ア・プ率としては、四〇、七％となります。この料金は、十二月十四日の都議会におきまして可決決定されておりますものでございます。

また、先般の一般質問の中で、青井議員さんより下水道の財政計画に對しまして、御質問をいただきました。下水道事業は、上水道と同じような企業的な考え方で独立採算制を取るべきではないかというふうな御意見もございました。東京都においても独立採算制というふうな形で現在進んでいるのが現状でございます。今回の改正の中で、公費で負担すべきもの、受益者が負担すべきものというふうなことも検討いたしました。この額を算定してまいりましたものでございます。

公費で負担すべき主なものは、雨水処理に要します経費。それから水質保全のための指導監督に要します経費。水洗便所の普及促進に要します経費。それから使用料減額措置等に係ります経費。それから資本費、この資本費は原価償却費と起債利子等でございますが、これらは公費で負担をすべきではないかというところ、そういう考え方をしております。使用料の受益者負担的なものは、汚水の処理費です。これは東京都流域下水道維持管理員負担金でございます。先ほど申し上げた金額が全部二二八入るわけです。

それから人件費、この人件費のうちでは、維持管理担当の職員、それから使用料の担当職員、それから物件費としては、管渠清掃費、その他事務的な経費というようなものが使用料として算定されているものでございます。

使用料の体系といたしましては、従前と同様従量逓増料金体系を採用して、今回の使用料を決定しております。使用料は五十七年度より三カ年間にこの料金で実施してまいりたいというものでございます。

統括しまして、条例の内容でございしますが、別表中備考を除く部分を改正いたしましたものでございます。

別表につきまして、御説明申し上げます。

汚水の種別として一般汚水で十立方メートル以下の分につきまして、現行二百円を二百五十円に改めたいというものでございます。それから、十立方メートルを超えて二十立方メートル以下の分につきましては、一立方メートルにつき三十円が四十円に改正をいたしましたというものでございます。それから、二十立方メートルを超えて、五十立方メートル以下の分につきましては、一立方メートルにつき三十五円が五十円に改正いたしましたというものでございます。それから、五十立方メートルを超えて百立方メートル以下の分につきましては、一立方メートル

につき五十円が六十五円に改正いたしましたというものでございます。それから、百立方メートルを超えて二百立方メートル以下の分につきましては、一立方メートルにつき六十円を八十円に改正いたしましたというものです。それから、二百平方メートルを超えて五百立方メートル以下の分につきましては、一立方メートルにつき七十円を九十円に改正いたしましたというものでございます。それから、五百立方メートルを超えて一千立方メートル以下のものにつきましては、九十五円でございますが、百二十五円に改正いたしましたというものでございます。それから、一千立方メートルを超える分につきましては、一立方メートルにつき百二十円を百五十五円に改正してまいりたいというものでございます。それから、浴場汚水でございますが、十立方メートル以下の分につきましては、百円を百二十円に、それから十立方メートルを超える分については、一立方メートルにつきまして、十円を十二円に改めたいというものでございます。平均アップ率といたしましては、三一・七%のアップでございます。

次に附則でございますが、第一項では、施行期日を四月一日といたしましたというものでございます。

第二項では、改正後の使用料条例の規定は施行日以後の使用に係わる料金について適用し、施行日前の使用料は、従前どおりである旨を規定いたしました。

第三項では、二項の場合において、施行日前から施行日以降に引き続き使用者の施行日以降——これは四月一日になりますか、四月一日後最初に認定をする排出量に係る料金は、当該排出量——これは二カ月間いま検針をしております。それを日々均等に排出したものとみなして、算定したいというものでございます。日々均等でございまして、二カ月間を六十日ということに割りまして、四月以降は日割りで計算をしてまいりたいというものでございます。以上でございますが、使用料改正をして事業の円滑な運営を図ってまいりたいと思っておりますので、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願いいたしますと、説明いたします。

○議長（末次性男君）以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二番（松山 清君）流域下水道の方が値上げをするので今回改正したいということでは、こういうことについては、いま話されたとおりなのではないけれども、この一般補正につきまして、下水道処理の料金表なのですから、特にその一千立方メートル

を超える分については、確かに現行百二十円が百五十五円なので、金額的には三十五円ということでは、金額的には確かに多いです。五百立方メートルから一千立方メートルまでは三十円アップです。それから、アップ率ということで見ますと、一千立方メートル以上が二九%ですが、平均をずっと下回るということになってるわけです。その点について説明では、そういう多く使用すればそれだけ料金の単価を上げていく料金体系にはなっているわけですが、実はその点が理解に苦しむところなのですから、その辺を一千立方メートル以上の分についてこれは該当する施設は非常に限られたものと思うので、平均アップ率も下回るというふうなことになるについては、御検討された結果、果こうなってきたと思うので、その辺についてもうちょっと詳しい説明というものがあろうかと思っております。平均が三一・七%で一千立方メートル以上がそれを下回っているところがちょっと理解に苦しむところなのですから、これを

○建設部長（内田和雄君）アップ率でございますが、この料金表で申しますと、月十立方メートルの場合で二五%アップ、それから二十立方メートルになりますと三〇%、それから五十立方メートルになりますと、三九%、それから百平方メートルで三三%、それから二百立方メートルで三三%、五百平方メートルで三五%、それから一千平方メートル

で三三％ということであツプ率になつてゐるわけでございます。一千立方メートル以上の場合のアップ率につきまして、いろいろ検討したわけですが、私どもの方ではなるべく一般家庭のものを少なく抑えていきたいというふうなことで、やつてはおりますか、この料金表につきまして、東京都の指導によりまして、できるだけ平均した形で使用料を決めるべきではないかというふうな指導もいたしております。武蔵野等におきましては、もう立方メートル幾らというふうなことで差をなしに料金を決めてゐるようでございます。そういうこともございしますが、一応それらも勘案いたしまして、先ほど表で御説明したような形で料金を算定した次第でございます。

よろしく願ひいたします。

○十二番(松山 清君) 説明はそういうことなのでしようけれども、たとえば、一千立方メートル以上、それに一番適用になる可能性がある二十立方メートルから五十立方メートルというところにつきましては、かなり平均アップ率を上回る従来とも二十立方メートルから五十立方メートルの間は、最初に料金を決めるときに、修正になつて三十五円になつたということもあつたと思うのですが、その辺、かなり住民の負担軽減ということを検討議題になつたのではないかと思うのです。それと一千立方メートル以上のアップ率と

それから一般家庭で使うアップ率との関係にはちよつとバランスを欠くような感じを持つわけなので、今後当然付託になつて審議されると思うのですけれども、そういう中でもいろいろ意見等も出るのではないかと思います。いささか理解に苦しむということも述べておきます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となつております議案第百二十七号については、建設委員会に付託し、閉会中の継続審査とされんことを相立みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) たゞいま東浦春浪君から、本案は建設委員会に付託し、閉会中の継続審査とされたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百二十七号は、建設委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十三議案第百二十八号「老人保健法案」反対に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(二十一番 小林菊三君 登壇)

○二十一番(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、議案第百二十八号「老人保健法案」反対に関する意見書につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど厚生委員長より審査報告がなされ、御採択いただきました。した請願第五号に伴うものでございしますが、御案内のとおり、高齢化社会に対応する施策として、先の通常国会に提出された老人保健法案は、同国会で実質審議が行われないうちに継続審議となり、国会での成立を計ろうとしております。同法案は、老人保健制度を現行医療保険制度とは別建てとして、一、七十歳以上の老人の医療費無料を改め患者の一部負担を導入する。二、医療費は国、地方自治体各保険制度が共同で負担する。三、四十歳以上の者を対象に保健サービス

を実施するなどを主たる内容としております。

さらに、医療報酬支払い方式の件数払い方式への変更。老人保健審議会の設置等、昭和五十七年十月からの実施を目指しております。

しかし、患者の一部負担の導入や地方自治体への負担の転嫁等を盛り込んだ同法案は、政府の財政対策上の措置に過ぎず、行政の繁雑化を招くばかりでなく、老人の健康増進と適切な医療の確保を図るという本来の趣旨からかけ離れたものであります。

よって、老人保健法案に対して反対すると同時に、厚生委員全員の御賛同をいただき、意見書を提出した次第であります。

何とぞ趣旨に御賛同賜り、本意見書を御可決くださりますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百二十八号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十四 陳情第九号朝鮮の自主的平和統一に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読)

○議長(末次性男君) 朗読は終わりました。
本陳情について御意見がありましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で意見を終わります。
陳情第九号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会

に付託いたします。

お諮りいたします。

たいま総務委員会に委託いたしました陳情第九号は閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。

よって陳情第九号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十五 閉会中の継続審査申し入れについてを議題といたします。

総務委員長から目下同委員会において、審査中の案件について会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

閉会中の継続審査
特定事件

議百三十一
議百三十二
陳五
請五
議百三十七
議百三十八
陳九
閉会中の
継続審査
特定事件
議百三十九

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて本件は申し出のとおり閉会中の継続審査することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十六特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり、閉会中の継続調査といたしました。と思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よつて本件特定事件は、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 以上をもつて本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもつて昭和五十六年第四回福生市議会定例会を閉会いたします。
午後一時四十分閉議、閉会

署名議員

福生市議会議長 末次性男
議員 〇村本
議員 東田
議員 宮本良一

写

福総庶彙第二千三百十八号

昭和五十六年十二月十八日

福生市議会議長

末次性男殿

福生市長 田村 匡雄 (印)

追加議案の送付について

昭和五十六年第四回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

議案第二百一十七号 福生市下水道使用料条例の一部を改正する条例

議案第二百二十八号

「老人保健法案」反対に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十六年十二月二十二日

提出者	賛成者	仲	原	貫	指	山
小林	関	村		井	田	崎
菊三	米吉	清信	敏子	喜代次	保雄	繁三郎

福生市議会議長

末次性男殿

「老人保健法案」反対に関する意見書

急速に進む高齢化社会に対応する施策として、政府においては「老人保健法案」を国会に提出し、その成立を図っております。

同法案は、老人の医療費無料制度を改め、患者の一部負担の導入や地方自治体への医療費負担の転嫁、あるいは診療報酬支払い方式の件数払い方式への変更等が主たる内容となつております。しかし同法案は医療費軽減のための財政対策上の措置に過ぎず、行政の繁雑化を招くばかりでなく老人の健康増進と適切な医療の確保を図るといふ本来の主旨からはかけ離れたものである。

よつて「老人保健法案」に対して反対するとともに、同法案を直ちに撤回するよう要請する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十六年十二月二十二日

福生市議会議長

末次 性 男